(厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

ように改正する。

第七条 厚生労働大臣 が定める基準 (平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の一 部を次の

表の

- 169 -

 (削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (略)	① イの①から⑥まで及び⑧に掲げる基準に適合すること。 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	ハ 福祉·介護職員処遇改善加算(III) ロ (略)	祉・介護職員に周知していること。福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当	(8) ②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の①1~7 (略) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	祉・介護職員処遇改善	一 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基	改正後	
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 準 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基	の(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合するこ社・介護職員処遇改善加算(8)	イの1から6までこ掲げる基準のハずれこも適合し、かっ、二 福祉・介護職員処遇改善加算(W) 要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。 関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善にでに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に	平成二十年十月からイの②の届出の日の属する月の(略)	次イに	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(三) (略)	した費用を全ての福祉・介護職員に周知していることするものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改に実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改	8 平成二十七年四月から②の届出の日の属する月の前月まで①~7 (略) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	祉・介護職員処	二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基―――――	改正前	(傍線部分は改正部分)

ずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(削る)	十六の二(略)	第四号の規定を準用する。	第三号の規定を準用する。 基準 上五 介護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める	(削る)	第三号の規定を準用する。 土一 介護給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める	
ずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、(1) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいイ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) の多基準 める基準	第三号の規定を準用する。基準 上、介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める	十六(略)	(新設)	第三号の二の規定を準用する。 める基準 かる基準 一 の二 介護給付費等単位数表第4の7の注の厚生労働大臣が定	第三号の規定を準用する。 基準 小護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める	第三号の二の規定を準用する。	第三号の規定を準用する。基準